

---

## 第6章 計画の推進体制

---

### 1 計画の推進体制

本計画は主に以下の推進体制で推進していきます。

#### (1) 健康おきなわ 21 推進協議会（地域・職域連携推進協議会）等

地域保健と職域保健が一体となった効果的・効率的な健康づくりを推進するため、保健医療関連団体関係者や地域・職域・学校保健関係者、保険者、学識経験者等で構成する健康おきなわ 21 推進協議会（地域・職域連携推進協議会を兼ねる）において、本県の健康づくり施策や推進方策、評価等に関する意見聴取を行うとともに、計画の進捗管理を行い、沖縄県歯科口腔保健推進協議会等と連携し、健康づくりを推進します。

また、各保健所の地域・職域連携推進会議等においては、本計画と一体的かつ地域の実情に応じた健康づくりを推進します。

#### (2) 健康長寿おきなわ復活推進本部

県民が健康づくりを行いやすい社会環境整備を進めるため、県庁内の全部局で構成する健康長寿おきなわ復活推進本部において、教育庁・商工労働部・土木建築部・農林水産部等と積極的に連携し、総合的に健康づくりを推進します。

#### (3) 健康長寿おきなわ復活県民会議

県民一人ひとりの意識の醸成をはじめ、地域や職場など日常生活における切れ目ない健康づくりを官民一体となって推進するため、経済団体や保健・医療・福祉関係団体、医療保険者、教育関係者、労働団体、マスコミ、行政・議会等で構成する健康長寿おきなわ復活県民会議において、県民の健康課題等を共有し、県民への働きかけの活性化や各団体の強みを活かした取組等の推進を行います。

あわせて、沖縄県、沖縄労働局、沖縄県医師会、全国健康保険協会沖縄支部及び沖縄産業保健総合支援センターによる「5者協定」の枠組を活用し「健康経営」を推進します。

### 2 計画の進捗管理

本計画の目標項目についての進捗状況を把握し、健康おきなわ 21 推進協議会において報告し、進捗管理を行います。

また、健康長寿おきなわ推進本部版及び健康長寿おきなわ復活県民会議版のロードマップにおいて、取組等の進捗管理を行います。

図 110 推進体制

